

労災保険の特別加入制度

◆ 経営者が業務中にケガをすると治療費は全額自己負担も！

協会けんぽ、組合管掌の健康保険など、国民健康保険（国保）以外の健康保険に加入している役員、事業主は、業務中のケガ等については、健康保険を使うことはできませんので、全額自己負担になります。

◆ 中小企業の役員・事業主も労災に加入することができます。

本来、労災保険は従業員の保護を目的としていますが、以下の条件を満たした場合には、役員・事業主も加入することができます。



- ① 労災保険の保険関係が成立していること
- ② 中小企業であること（従業員が原則 300 人以下 ※業種により異なります）
- ③ 労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託していること
- ④ 中小事業主及び家族従事者、役員等すべてを包括して加入すること

◆ 労働保険事務組合への委託業務

労働保険事務組合に委託する主な業務は、以下の通りです。

- ① 概算、確定保険料の申告、納付
- ② 雇用保険の被保険者に関する届出等
- ③ 労災、雇用保険の設立届



◆ 労働保険事務組合への委託料

労働保険事務組合への委託料は、次のとおりになります。

- 加入金（初回のみ） 10,000 円
- 会費（毎月） 3,000 円（建設業 5,000 円）
- 手数料（年間） 従業員数 × 2,000 円

厚生労働省認可番号 28-3434 労働保険事務組合 経営労務協会

◎ 主管窓口



社会保険労務士法人
庄司茂事務所



0120-66-8050 (FAX) 0120-38-3399

神戸事務所 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
TEL: 078-361-2031 FAX: 078-361-2035
姫路事務所 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
TEL: 079-286-5030 FAX: 079-286-5040

※上記委託業務以外に社会保険等の手続き、給与計算等を受託する場合は別途料金をいただきます。

役員も労災保険に入れる?! (労災保険特別加入の基礎知識)

1. はじめに

会社は従業員を雇用したら労災保険に入らなければなりません。が、労災保険は従業員のための保険なので、原則、役員は対象外です。しかし、一定の条件を満たすことで例外的に役員も労災保険に入ることができます。これを労災保険の特別加入といいます。

2. 労災保険とは

仕事中のケガや病気、通勤途中のケガには、国民健康保険（国保）以外の健康保険は使えません。従業員であれば通常仕事中のケガには、労災保険を使って病院で治療を受けることとなりますが、労災保険が使えないと、病院の窓口で医療費を100%負担しなければなりません。

- 私傷病 ⇒ 健康保険
- 業務上の傷病（※） ⇒ 労災保険（※通勤途中の事故も労災保険を使うことが可能）

3. 労災保険のメリット

労災保険が適用される場合、原則として本人の医療費負担はありません。また、労災保険には主に次のような手厚い給付があります。

- ① 療養（補償）給付 病院で治療を受ける給付。医療費負担はありません。
- ② 休業（補償）給付 病気やケガで働けない日について、手当（休業補償）が支給されます。
- ③ 障害（補償）給付 病気やケガで障害が残ったときに、一時金または年金が支給されます。
- ④ 遺族（補償）給付 病気やケガで死亡したときに、遺族に一時金または年金が支給されます。

4. 役員が労災保険に入るためには

役員が労災保険に加入するためには、次の条件を満たす必要があります。

1. 従業員を1人以上雇用していること
2. 従業員数が300人以下であること（卸売業、サービス業は100人以下、金融業、保険業、不動産業、小売業は50人以下）
3. 労災保険や雇用保険の手続きを、労働保険事務組合に委託すること

5. 役員は全員加入する

労災保険に特別加入するときには、会社の役員は全員労災保険に特別加入することになります。監査役も労災保険に特別加入することができます。

ただし、就業実態のない役員や監査役は特別加入することができません。

6. 特別加入にかかる費用は

通常、労働保険料を年1回申告（年度更新）しますが、そこで従業員にかかる通常の労災保険料の他に、特別加入の保険料、事務委託費用などがかかります。（表面参照）

